

不当労働行為を許さず、 職場からたたかいを創ろう！

2019年11月11日、水戸地本ならびにバス棚倉分会の組合員は、組織的合意もないまま不当労働行為救済申し立てを行いました。また同様に組織的合意がないまま、2019年12月26日も東京地本組合員4名が損害賠償請求を行いました。このことはJR東労組第35回臨時大会で「一旦取り下げる」となった、中央本部への相談や承認もなく行われた不当労働行為救済申し立てのやり方そのものです。その臨時大会では「職場のたたかいを基礎に団体交渉を精力的に行うために不当労働行為の救済申立を一旦取り下げる」という方針を採択しましたが、その意義を再度確認しましょう！

職場でのたたかい！

「管理者の皆さんへ」を

引き出した大宮地本のたたかい

大宮地本は、職場で発生した不当労働行為に対し、現実を正確に把握し、職場で組合員と共に連日抗議を行い、団体交渉にて不当労働行為を止めた上、「管理者の皆さんへ」が会社から発出されました。

職場でたたかい、不当労働行為を

やめさせた秋田地本のたたかい

秋田地本は、不当労働行為を受けた本人が「後輩には脱退懲憑は受けて欲しくない。少しでも歯止めかかるなら団交してもいい」と起ち上がったからこそ、団交にて労使の認識を合わせる事ができました。

第三者機関を活用した場合…

JR東海労「つぼ八事件」

居酒屋のつぼ八にて、脱退懲憑などの不当労働行為を受け、裁判に勝利しましたが、確定まで16年の歳月を要しました。JR東海労の仲間は、「第三者機関に申し立てても、不当労働行為は16年間止まらなかった。…勝利したが、会社は一度も不当労働行為の事実を認めることはなかった。」と教訓を語ってくれました。

労働委員会を活用した国労

JRが発足した中、国労は会社からの差別に対し、不当労働行為摘発の第三者機関のたたかいを展開しました。以降200件を超える不当労働行為の認定が行われましたが、JR各社は罰則がない労働委員会の命令を無視し続けたため、裁判闘争へ移り、多くの事例で勝利するまで10年以上かかりました。

国労は第三者機関にて勝利するも、不当労働行為と思われる事象は止まらず、組合員の脱退も止まらず、組織は縮小の一途を辿りました。

第三者機関にて勝利しても、それまでに組織が壊れては元も子もありません。さらには組織的合意もなしに、勝手に第三者機関を活用すれば、組織混乱を招くだけです。分裂策動と組織破壊を招く輩を許さず、職場からのたたかいに決起しよう！

詳しくは
2019年12月20日発行
「緑の風 号外」
を読み合わせしよう！

